

## 建設発生土の受入基準等

### 受入できない建設発生土

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当するもの。
- 2 「土壤汚染対策法」による汚染土の取扱い。
  - (1) 汚染土壌の除去（置換え）のみを目的とするもの。
  - (2) 受入基準を超える建設発生土に化学的改良（不溶液や無害化）を加えたもの。
- 3 表一1「産業廃棄物混入土砂」  
(セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチックなど)  
「一般廃棄物混入土砂」  
(ごみ・塵埃・瓶・缶・草木など)
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域（注）に該当する工事からの建設発生土
- 5 その他、東京都港湾局が不相当と認めるもの。

受入できる建設発生土は以下の条件をすべて満たすものとします。

- 1 建設発生土の物理性状に係る受入基準  
表一1「含水比・最大径・臭気」の基準を満たすもの。
- 2 建設発生土の化学性状に係る受入基準
  - (1) 表一1 試験項目及び判定基準45項目を全て満たすもの。
  - (2) 工事の区分により、土壤検定試験書、又は土壤調査書を提出すること。
    - ① 土壤検定試験書の提出
      - ア 対象工事
        - (ア) ～ (カ) のいずれかに該当する工事とする。
          - (ア) 1件工事（1発生地）で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土が発生する工事。
          - (イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月22日条例第215号・以下「環境確保条例」という。)別表第1に掲げる工場及び同別表2に掲げる指定作業場（注）で施工するもの。
          - (ウ) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設（注）の敷地及び跡地内で施工するもの。
          - (エ) 河川（敷）で施行するもの。（旧河川（敷）を含む）
          - (オ) 建設発生土の発生する工事場所がトンネル等であるもの。
          - (カ) その他東京都港湾局が必要と認めるもの。

(注)

- ・ 土壌汚染対策法の区域指定の地区については、東京都環境局のホームページで確認できます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated\\_areas.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html)

- ・ 環境確保条例の工場・指定作業場については、東京都環境局のホームページで確認できます。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.html>

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、下記のホームページで確認できます。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/03/20g36600.htm>

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設については、下記のホームページで確認できます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/statute\\_book.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/statute_book.html)

## イ 検定内容

表一1に定める化学性状の45項目について、土壌検定試験を実施し「土壌検定試験書(様式4)」及び「試料採取位置図」を提出して下さい。

## ウ 試料採取方法

### (ア) 試料採取箇所

ダイオキシン類については、掘削場所で原則100mメッシュ毎に1カ所とする。

ダイオキシン類以外(表一1化学性状43項目)については、原則、50mメッシュ且つ搬出土量2,500m<sup>3</sup>毎に1カ所とする。

ただし、トンネル工事、道路工事及び管路等の工事で、50mメッシュ及び100mメッシュによることが適切でないものについては、延長300m間隔毎に1カ所とする。

なお、上記以外の場合でも、最低1カ所より採取すること。

### (イ) 試料採取地点

原則として、地山の地表面(土層最上面)より50cm前後の箇所より採取すること。(トンネル工事等地中内の掘削工事の場合は、断面内又はその付近より採取すること。)

ダイオキシン類については、地山の地表面(土層最上面)より5cm前後の所(トンネル工事等地中内の掘削工事の場合は、断面内又はその付近)より採取すること。

- \* 試料採取については、工事の内容等で採取地点及び採取試料数を定めますので、事前に東京港埠頭株式会社へ相談して下さい。

## ② 土壌調査書の提出

### ア 対象工事

①アの（ア）～（カ）までの全てに該当しない工事で、土地の利用、造成材料等の状況から、有害物質含有のおそれがないと思われ、土壌検定試験の必要がない工事とする。

### イ 内容

土壌検定試験は要しないが、工事発注部局の担当者が「土壌調査書(様式5)」に工事現場の状況等を記入して提出すること。

なお、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき調査を行なっている場合は、その写しを提出して下さい。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う都用地に係る土壌汚染対策について」(平成13年9月28日付13環改有第167号環境局長通知)に基づく事前協議を行っている場合は、その写しを提出して下さい。

3 民間発注工事の場合は、前項2の(2)「土壌検定試験書(様式4)」以外に「建設発生土発生元証明書(様式7)」を提出して下さい。

\*これは、搬入前及び搬入中の建設発生土に問題が生じた場合、責任の所在を明らかにするために必要なものです。

4 土質区分は、「資源の有効利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年10月25日建設省令第19号)の別表第一における第一種、第二種、第三種及び第四種建設発生土(表一2)に該当するもの。

5 改良土の受入れ

脱水目的で安定処理剤を施したものに限り受入れます。なお、安定処理剤は、セメント系、珪酸塩系及び石灰系材料に限ります。